

I 沿革・理念・目的

1 沿革

1-1 学部の前身

1-1-1 茨城県師範学校

1874 (明治 7) 年 3 月 拡充師範学校創設 (水戸市、旧水戸城中御殿)

1876 年 4 月 茨城県師範学校と改称。

1886 年 茨城県尋常師範学校と改称。

1898 年 4 月 茨城県師範学校と改称。

1903 年 茨城県女子師範学校創設。

1943 年 4 月 茨城県師範学校および茨城県女子師範学校を、茨城師範学校男子部、女子部に改組。

1945 年 8 月 1 日、水戸空襲により、茨城師範学校は全校舎を焼失。男子部は稲敷郡阿見町の旧海軍気象学校跡に、女子部は那珂郡勝田町の日立兵器株式会社付設青年学校跡に移転。

1947 年、男子部は土浦市大岩田町の旧海軍航空要員研究所跡、女子部も土浦市に移転。

1-1-2 茨城青年師範学校

1903 (明治 36) 年 3 月～1913 年 8 月 茨城県立農業学校附属農業教員養成所。

1917 年 4 月 県立農学校農業教員養成科として再発足。

1922 年 4 月 茨城県実業補習学校教員養成所と改称。

1935 年 4 月 茨城県立青年学校教員養成所と改称。

1944 年 4 月 茨城青年師範学校 (文部省直轄) と改称。

1945 年 4 月 筑波郡上郷村に移転。

1946 年 女子部を設置。

1948 年 旧筑波海軍航空隊跡地へ移転。

1-2 学部・大学院・専攻科の沿革

1949 (昭和 24) 年 5 月 31 日 茨城師範学校と茨城青年師範学校を母体として茨城大学教育学部 (小学教育科・中学教育科) 発足。

1950 年 小学教育科 2 年課程・4 年課程、中学教育科 2 年課程・4 年課程に改組。

1962 年 養護教員養成課程 (修業年限 1 年) 設置。 (1970 年まで)

1963 年 初等教育課程、中等教育課程に再編成。

1964 年 小学校教員養成課程、中学校教員養成課程に再編成。教育専攻科開設 (修業年限 1 年、1988 年 修士課程に発展)

1966 年 養護学校教員養成課程設置。

1967 年 茨城大学養護教諭養成所設置 (修業年限 3 年)

- 1968 年小学校教員養成課程に「選修」制度導入。
- 1975 年養護教諭養成課程設置。
- 1980 年 4 月 1 日特殊教育特別専攻科設置
- 1988 年 4 月 1 日大学院教育学研究科修士課程発足。学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻
- 1989 年 4 月 1 日情報文化課程設置。
- 1996 年 4 月 1 日小学校教員養成課程と中学校教員養成課程を学校教育教員養成課程に統合。総合教育課程設置。
- 1999 年 4 月 1 日学校教育教員養成課程に養護学校教員養成課程を統合。総合教育課程を人間環境教育課程に改組・改称。
- 2000 年 特別支援学校教諭専修免許状取得コースを設置。
- 2001 年 大学院教育学研究科に学校臨床心理専攻を設置。
- 2004 年 4 月 1 日国立大学法人茨城大学教育学部に改称。
- 2007 年 特別支援教育特別専攻科に改称。

2 理念と目的

2-1 茨城大学教育学部・大学院教育学研究科の理念

人と人、知と知をつなぎ、人類の文化を継承発展させる教育という営みを、地域に根ざしつつ、国際的な視野と豊かな知性にもとづき幅広く進展させ、幸福な未来の社会の実現に貢献する。

(平成 22 年 2 月 17 日教授会および研究科委員会決定)

2-2 教育学部の教育研究上の目的

2-2-1 教育上の目的

- ・幅広い知識と豊かな感性を備え、人間性の向上を目指し、教育上の諸課題を解決するために学び続ける、実践力ある教員を養成すること。
- ・現代の多様な社会的課題を理解し、解決することに貢献できる、実践力ある幅広い分野の教育的人材を育成すること。

2-2-2 研究上の目的

- ・教育文化に関わる人間・社会・自然の幅広い領域において学問知の発展に貢献すること。
- ・現代の多様な教育的・社会的課題を理論的に解明し、解決に資する実践的な知見を得ること。

(「茨城大学教育学部規則」より)

2-3 教育学部各課程の人材養成上の目的

2-3-1 学校教育教員養成課程の人材養成上の目的

学校教育教員養成課程は次のような能力をもった教員を養成することを目的とする。

- ・子どもたちが生きる喜びを持てるように、発達段階や特性に応じてしっかりと児童・生徒に向き合い、十分にコミュニケーションし、指導・援助することができる。
- ・子どもたちが学ぶ意欲を持てるように、教科内容と指導法についての基礎的な知識・能力を持ち、個々の児童・生徒、学校の実情に合わせて充実した教科指導をすることができる。
- ・子どもたちを学校全体で育てていけるように、学校教育に関する理解とマネジメント能力をもち、教員同士で協力し、地域社会と連携して、組織的に教育活動を行うことができる。

2-3-2 養護教諭養成課程の人材養成上の目的

養護教諭養成課程は次のような能力をもった教員を養成することを目的とする。

- ・児童・生徒の心身の健康に関する基礎的な知識をもち、その視点から児童・生徒の状況を的確に把握するとともに、共感をもって対応できる。
- ・児童・生徒の心身に關わる現代的課題を理解し、他の教員や保護者あるいは関係諸機関と連携して対応できる。

2-3-3 情報文化課程の人材養成上の目的

情報文化課程は次のような人材を育成することを目的とする。

- ・情報化が私たちの社会や生活・文化にもたらした変化を総合的・多角的に究明し、新たな情報文化を創造し、担っていくことができる。
- ・情報社会・情報文化に關わる複数の専門領域をコーディネートして、社会で活動することができる。

2-3-4 人間環境教育課程の人材養成上の目的

人間環境教育課程は次のような人材を育成することを目的とする。

- ・環境、スポーツ、健康、心理に關わる現代社会の課題を理解し、解決するための専門分野の基礎的な知識・技能を身に付けている。
- ・専門的な知識・技能を社会の中で活かすための「専門家と一般人をつなぐ働き」ができる。

(平成 22 年 2 月 17 日教授会決定)

2-4 大学院教育学研究科の教育研究上の目的

2-4-1 教育上の目的

- ・人間性についての見識をもち、教育の諸領域に關する高い専門性と実践的研究能力を身に付けた学校教育の中核的な担い手となる教員を養成すること
- ・教育における多様な心の問題への援助に關わる実践と研究を専門的に行える人材を育成すること

2-4-2 研究上の目的

- ・教育文化に関わる人間・社会・自然の幅広い領域において学問知の発展に貢献すること
- ・現代の多様な教育的・社会的課題を理論的に解明し、解決に資する実践的な知見を得ること

(「茨城大学大学院教育学研究科規則」より)

2-5 大学院教育学研究科各専攻の人材養成上の目的

2-5-1 学校教育専攻の人材養成上の目的

学校教育専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・学校教育に関する深い理解と教育実践についての十分な専門的知識をもち、学校における児童・生徒への多様な教育活動を、学んだ理論と研究方法を活用して行うことができる。
- ・学校教育の組織と運営についての専門的理解をもち、学校における教員集団の中心となって教育活動を行うことができる。

2-5-2 障害児教育専攻の人材養成上の目的

障害児教育専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・障害をもつ児童・生徒についての教育学的、心理学的、生理学的な専門的知識をもち、それを研究する能力を活用して、適切に指導・援助することができる。
- ・発達障害をはじめとして増加してきている特別なニーズをもつ子どもたちに対応できる専門的な実践力をもち、学校教育の中で十分に活かしていくことができる。

2-5-3 教科教育専攻の人材養成上の目的

教科教育専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・教科内容についての専門的な理解を持ち、教育内容の深化・変化に対応できる研究能力をもって、教科指導の高度化を進めることができる。
- ・教材化と教育方法についての専門的知識と実践力をもち、個々の児童・生徒、学校の実情に合わせた教科指導を展開し、先導できる。

2-5-4 養護教育専攻の人材養成上の目的

養護教育専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・児童・生徒の心身の健康に関する専門的知識をもち、その視点から児童・生徒の状況を的確に把握するとともに、発達段階や特性に応じて適切に対応できる。
- ・児童・生徒の心身に関わる学校教育の多様な課題を十分に理解し、他の教員や保護者あるいは関係諸機関と連携・調整して実践的に対応できる。

2-5-5 学校臨床心理専攻の人材養成上の目的

学校臨床心理専攻は次のような能力をもった人材を養成することを目的とする。

- ・教育をはじめとする様々な分野における多様なこころの問題への心理学的援助に関する実践と研究を専門的に行うことができる。
- ・こころの問題に関する様々な分野について高い見識をもち、専門的技能と研究能力を生かして、それぞれの分野において社会の発展に寄与することができる。

(平成 22 年 2 月 17 日研究科委員会決定)

2-6 特別支援教育特別専攻科の目的

特別専攻科は、障害児教育の充実を図るため、現職教員のほか教員の資格を有する大学卒業者を対象として、障害児教育に関する専門教育を行い、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を中心とした障害児教育を担当しうる教員を養成することを目的とする。

(茨城大学専攻科規則より)